

事務連絡
令和4年7月26日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日）の改正に伴う再周知について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月22日付けで厚生労働省から発出された標記件名に係る事務連絡について、7月22日付で一部改正されたことを受け、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より別添のとおり再周知の依頼がありました。

上記事務連絡では、濃厚接触者の待機期間について、7日間から5日間に変更し、社会機能維持者であるか否かに関わらず抗原定性検査キットを用いた検査で2日目及び3日目に陰性を確認した場合は、3日目に解除することなどとしております。

また、同日付で、厚労省より、「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」が発出され、上記事務連絡では療養期間又は待機期間解除後に職場等で勤務を開始するに当たって、職場等にPCR検査や抗原定性検査キット等による陰性証明等を提出する必要はないことの再徹底などが示されております。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、別添のご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡「『B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』（令和4年3月16日）の改正に伴う再周知について（周知依頼）」